

◇児童労働・強制労働の禁止

視 点

児童労働・強制労働の禁止は CSR の必須項目である一方「自社には関係がない」と思われるがちです。しかし自社のバリューチェーン全体を考えた場合、問題がないといえるでしょうか。児童労働とは「15 歳未満（途上国は 14 歳未満）の義務教育を受けるべき年齢の子どもが教育を受けずにおとなと同じように働くこと、および 18 歳未満の危険で有害な労働に就いていること」を指しますが、最新の統計（2010 年時点）での労働者数は 1 億 6800 万人、最も数の多いアジア・太平洋地域では 5~17 歳人口の 9.3% が児童労働に従事しています。また、国際労働機関（ILO）は 1930 年強制労働条約を強化する議定書を 2014 年に採択しました。移動の自由を失った状態で長時間ごく低賃金か無賃金で働くなどの強制労働の被害者は世界で約 2100 万人にのぼり、その保護が今日的課題であることに国際社会が合意したことになります。企業は全社的に児童労働・強制労働の理解を高め、バリューチェーンに対しデューディリジェンスを確立することが求められています。

【チェックポイント】

【解 説】

●KPI

A) サプライチェーンまたは投融資先など事業に関わるところで児童労働および強制労働のリスクについて確認する年間あたりの対象社数と頻度

A) 問題の有無の確認の前提として、児童労働および強制労働と関わっているかもしれない状況が把握できているかが鍵になります。「問題がない」とするには、「ない」ことをどのように調査・確認したのか、その取り組みが問われます。

●パフォーマンス項目

B-1) 「児童労働および強制労働の禁止」を人権方針で明言していますか。

B-1) 児童労働および強制労働の禁止は当然であるとして明言しないのではなく、ステークホルダーに示す姿勢として、自社の基本方針や行動原則のなかで明示してください。

B-2) 研修のなかで児童労働および強制労働を事業活動と関連づけながら取り上げていますか。

B-2) 児童労働・強制労働の事態を防ぐには、どんな労働条件・環境が児童労働や強制労働になるのかについて、労働者、特に管理職にある労働者の理解が重要となります。

B-3) ①取引先または②投融資を行う事業・プロジェクトにおいて、意図的か否かを問わず、児童労働や強制労働が生じないよう、事前および定期的な評価を行っていますか。場合によっては、①または②に対し改善に取り組む、または改善を働きかけていますか。

B-3) 児童労働・強制労働は製造業の問題にとどまりません。取引や購買、投融資、市場進出などの自社の事業がもたらす社会に対する影響により、児童労働や強制労働を助長しているかもしれません。例えば、取引先に対する質問票や監査項目に盛り込むなど、児童労働および強制労働を禁止するための事前および定期的な評価システムを確立してください。

B-4) NGO や専門家団体と協力し、問題防止・解決に努力していますか。

B-4) 例えば児童労働は、子どもを労働現場から排除すればいいのではなく、その背景にある貧困・教育の欠如といったコミュニティが抱える問題が解決しなければ、子どもたちはまた別の会社で働くだけです。企業一社の活動には限りがあるので、NGO や専門家と協力し根底にある問題から解決を図ることが必要となります。